

令和6年度岡山県クリーニング師学科試験問題

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
○ 衛生法規に関する知識 ○ 公衆衛生に関する知識 ○ 洗濯物の処理に関する知識	10 : 30 ~ 12 : 10 (100分)

2 注意事項

- 1 受験票と筆記用具は各自、机の上に置いてください。
受験票と筆記用具以外の荷物は、椅子の下に置いてください。
携帯電話等を持参している人は、電源を切って鞆の中に入れてください。
- 2 問題用紙と解答用紙は別々です。
- 3 解答用紙に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 4 解答は、解答用紙に記入しないと無効となります。
- 5 解答は、解答欄に1つだけ記入してください。(2つ以上記入した場合は無効となります。)
- 6 試験開始後、**50分経過**したら退場することができます。
- 7 退室するときは、係員の指示に従い静かに退室してください。
- 8 受験票と問題用紙は、各自で持ち帰ってください。
- 9 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。

指示があるまで、開いてはいけません。

I 衛生法規に関する知識

問1 次の(1)～(5)の各文は、「クリーニング業法」に関する記述である。次の(ア)～(コ)にあてはまる語句を、下の【語群】から1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング業に対して、(ア)等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の(イ)を図ることを目的とする。
- (2) この法律で「クリーニング業」とは、溶剤又は(ウ)を使用して、衣類その他の繊維製品又は(エ)を原型のまま洗濯すること(繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行うことを含む。)を営業とすることをいう。
- (3) 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、(オ)に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する(カ)の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。
- (4) クリーニング所においては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び(キ)を(ク)に掲示しておくとともに、洗濯物の(ケ)をしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布する。
- (5) クリーニング師は、その(コ)又は氏名を変更したときは、10日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。

【語 群】

- | | | | |
|--------------|--------|-----------|--------|
| ① クリーニング師 | ② 知識 | ③ 本籍 | ④ 電話番号 |
| ⑤ 漂白剤 | ⑥ 生活衛生 | ⑦ 利益の擁護 | ⑧ 説明書 |
| ⑨ その業務に従事する者 | ⑩ 資質 | ⑪ 公衆衛生 | ⑫ 連絡先 |
| ⑬ 安全性の確保 | ⑭ 皮革製品 | ⑮ 受取又は引渡し | ⑯ 店頭 |
| ⑰ 洗剤 | ⑱ 住所地 | ⑲ 受取及び引渡し | ⑳ 帽子 |

問2 次の(1)～(10)の各文は、「クリーニング業法」に関する記述である。正しい記述であれば○印を、誤っている記述であれば×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に都道府県知事が指定した研修を受け、その後は3年を超えない期間ごとに研修を受けなければならない。
- (2) 営業者は、洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておかなければならない。
- (3) 営業者は、クリーニング師の免許を有していなければならない。
- (4) 営業者は、クリーニング所(洗濯物の受取及び引渡のみを行うものを含む。)ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。
- (5) 営業者は、公衆衛生上支障がないと判断される場合に限り、クリーニング所以外において、営業として洗濯物の処理を行い、又は行わせることができる。
- (6) クリーニング所の洗場については、不浸透性材料で床を築造し、これに適当な勾配と排水口を設けなければならない。
- (7) クリーニング師が死亡したときは、戸籍法に規定する届出義務者は、1年以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。
- (8) クリーニング師の免許証の再交付を申請した後、失った免許証を発見したときは、5日以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。
- (9) 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消すことができる。
- (10) クリーニング師の免許を受けようとする者は、居住地の都道府県知事に申請しなければならない。

Ⅱ 公衆衛生に関する知識

問1 次の(1)～(6)の各文について、正しい記述であれば○印を、誤っている記述であれば×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング所で使用されたテトラクロロエチレンや石油系溶剤などを含む廃油等の廃棄物が特別管理産業廃棄物に分類された場合、これらを生ずるクリーニング所ごとに、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任して、処理の対応をしなければならない。
- (2) 標準営業約款制度（Sマーク制度）は、厚生労働省が、営業方法や取引条件に関し定めた約款である。
- (3) ノロウイルスに汚染されたリネン類の消毒には、次亜塩素酸ナトリウムの消毒が有効である。
- (4) 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するものは、消毒を要する洗濯物として指定されている。
- (5) わが国の令和4年の人口動態統計における死因順位の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は老衰である。
- (6) 予防医学には3つの段階があり、適切なクリーニングにより衣類を清潔に保つことは、二次予防である。

問2 次の文章は、「P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）」に関する記述である。次の①～④のうち、（ ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

事業者として常用雇用者数21人以上で、テトラクロロエチレンなど第（ア）種指定化学物質の年間取扱量が（イ）以上であるクリーニング所は、環境中に排出した第（ア）種指定化学物質の量と、廃棄物等として処理するために、事業所の外に移動させた量を、自ら把握して、年1回、都道府県知事を経由して、（ウ）に届け出ることになっている。

- | | (ア) | | (イ) | | (ウ) |
|---|-----|---|------|---|--------|
| ① | 1 | — | 1キロ | — | 環境大臣 |
| ② | 1 | — | 1トン | — | 厚生労働大臣 |
| ③ | 2 | — | 1トン | — | 厚生労働大臣 |
| ④ | 2 | — | 10トン | — | 環境大臣 |

問3 次の①～④の各文は、厚生労働省が定める「クリーニング所における衛生管理要領」に関する記述である。正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 照明器具は、少なくとも2年に1回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。
- ② ランドリー処理のすすぎには、清浄な水を使用して少なくとも2回以上行うことと規定されている。
- ③ 洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤及び消毒剤等は、それぞれ分類して表示し、所定の保管庫又は戸棚等に保管すること。
- ④ ジフテリアやペストに感染した従事者を業務に従事させる場合は、保健所に届け出てから当該従事者を作業に従事させること。

問4 次の①～④の各文は、厚生労働省が定める「クリーニング所における衛生管理要領」に示される「指定洗濯物の一般的な消毒方法」に関する記述である。誤っているものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 蒸気による消毒では、蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に10分以上触れさせる。
- ② 熱湯による消毒では、60℃以上の熱湯に5分以上浸す。
- ③ 塩素剤による消毒では、さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30℃以上で5分以上浸す。
- ④ 界面活性剤による消毒では、逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分以上浸す。

問5 次の文章は、「世界保健機関（WHO）憲章の健康の定義」に関する記述である。次の①～④のうち、（ ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

健康とは、完全な（ア）、（イ）及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は虚弱の存在しないことではない。

- | | （ア） | | （イ） |
|---|-----|---|-----|
| ① | 経済的 | — | 文化的 |
| ② | 経済的 | — | 精神的 |
| ③ | 肉体的 | — | 文化的 |
| ④ | 肉体的 | — | 精神的 |

Ⅲ 洗濯物の処理に関する知識

問1 次の(1)～(5)の各文は、「繊維」に関する記述である。正しい記述であれば○印を、誤っている記述であれば×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 絹は、発色が鮮やかで、しなやかさと吸湿性に優れている。また、紫外線により黄変が進行するので、白地や淡色製品の保管には特に注意を要する。
- (2) 麻は、靱皮(じんぴ)繊維であり、夏向きの素材に適している。シワになりやすいが、アイロンで容易に直しやすい。
- (3) 羊毛は、弾性に優れ、シワになりにくく温かいなどの特徴がある。そのほか、湿潤状態で揉まれると、繊維が伸長して柔らかくなる。
- (4) レーヨン(レーヨン)は、独特の光沢があり、綿、絹よりも強度が強く、特に湿潤状態での強度が強い。
- (5) アクリルは、かさ高性があり、毛に似た軽くて柔らかい手触りや、耐候(光)性に優れている。

問2 次の(1)～(5)の各文について、正しい記述であれば○印を、誤っている記述であれば×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 洗剤に含まれる界面活性剤は、界面張力を上昇させる働きがある。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系漂白剤に分類され漂白力が非常に強く、ほとんどの色物には使えない。アルカリ性での殺菌力が強く、おしぼりなどの殺菌に使用される。
- (3) 泥、ほこりは、不溶性汚れである。
- (4) シミ抜き方法の基本は、まず油性のシミ、次に水溶性のシミの順に処理し、その後不溶性のシミや特殊なシミの処理を行う。
- (5) 毛皮クリーニングでは、コーンパウダー(トウモロコシの芯の粉)やソーダスト(おがくず)など50～100メッシュの粉末に、毛皮用洗剤と加脂栄養剤を含ませてタンブルし、汚れをパウダーに吸着させて洗う。

問3 次の(1)～(5)の各文は、「ドライクリーニング」に関する記述である。
正しい記述であれば○印を、誤っている記述であれば×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ドライクリーニング溶剤の特性とドライクリーニング適性との関係において、カウリブタノール値(KB値)が大きいほど、油溶性の汚れの洗浄力が大きく、洗浄時間を短縮できる。
- (2) ドライクリーニング用洗剤(ドライソープ)の働きの一つとして、静電気の防止、抑制がある。
- (3) 石油系ドライ機の使用時は、引火点が40℃以下の石油系溶剤を使用する。
- (4) 「チャージシステム」では、通常ドライソープ濃度は、5～10%にして用いる。
- (5) テトラクロロエチレンは、石油系溶剤より衣類乾燥に高温と時間を要する。

問4 次の(1)～(5)の各文は、「アイロンがけ」に関する記述である。正しい記述であれば○印を、誤っている記述であれば×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) ワイシャツにアイロンをかけるときは、アイロンを細かく動かし、同じ部分を何度も往復する。
- (2) 強撚糸織物は、強い蒸気をあてて仕上げを行う。
- (3) 軽い品物に対して、上ごてを下ろしたまま、下ごて蒸気を使用するとシワがしやすい。
- (4) ポリ塩化ビニルの標準的な仕上げ温度は、120℃～140℃である。
- (5) ナイロンボタンは、強度があり割れにくく耐摩耗性、耐溶剤性があるが、耐熱性が高くないため一般的にアイロンは直接あてない。

問5 次の(1)～(5)は、J I S L 0 0 0 1で規定された「表示記号とその意味」の組合せである。正しいものであれば○印を、誤っているものであれば×印を解答欄に記入しなさい。

(1)		つり干し乾燥がよい。
(2)		塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。
(3)		液温は、4 0℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
(4)		ウェットクリーニング処理ができる。 通常の処理。
(5)		底面温度1 6 0℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。